

# 個人住民税の特別徴収制度の徹底について

大阪府と府内市町村では、**平成30年度から原則としてすべての事業主（給与支払者）の皆様を特別徴収義務に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を徹底します。**

※個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が月々の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

すでに特別徴収を実施している場合も、平成30年度（平成29年分）の給与支払報告書をご提出いただく際には、大阪府内統一様式の「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を添付いただくなどの対応が必要となります。詳しくは [大阪府のホームページ（外部サイト）](#) をご覧ください。

**普通徴収とすることができる理由（下記のa～d）に該当する場合は、必ず普通徴収切替理由書（兼仕切紙）を添付してください。**  
総括表や給与支払報告書（個人別明細）に普通徴収と記入されていても、添付がない場合は特別徴収として扱います。

※エルタックス又は光ディスク等を利用される場合は、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の添付は不要ですが、給与支払報告書個人別明細摘要欄の最初に理由の略号（a～d）の記載をするとともに「普通徴収欄」にチェックを入力してください。  
入力していない場合は、原則、特別徴収となります。



## 普通徴収とすることができる理由

- a 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
- b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払期間が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
- d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄適用者）  
（a～dに該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。）

## 個人住民税は計算のわずらわしさなし

住民税はあらかじめ毎月の徴収額が決まっているため、**所得税のような計算は不要です！！**

## 従業員にとっても大きなメリット

毎月の給料から引かれるようにしておくと、年4回に分けて支払うよりも**1回あたりの納税額が少なくなり、また従業員の方が自分で金融機関へ足を運ぶ手間がなくなります。**

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、原則として、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令により義務付けられています。（地方税法第321条の4）

## 特別徴収の方法による納税の仕組み



## 特別徴収を始めるには

新年度から特別徴収を始める場合は、毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書の、[給与支払報告書総括表](#)の報告人員の「特別徴収」欄に、特別徴収者として人数を記入してください。

年度の途中から就職などで特別徴収を始めるには、「[市・府民税の特別徴収への切替依頼書](#)」を豊中市役所市民税課へご提出をお願いいたします。

給与支払報告書(総括表)		A	B	給与支払者番号
豊中市長		*	*	*
令和 年 月 日 提出 (追加・訂正)				
給与の支払期間	令和 年 月分 から 月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号				(右詰めで記載してください)
フリガナ		提出区分	年間分	退職者分
給与支払者の名称又は氏名		事業種目		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		受給者総人員		人
フリガナ		提出市町村数		
同上の所在地		特別徴収 住民税を給与から差し引きする人	在職者	人
特別徴収関係書類の送付先	※送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入	普通徴収 住民税を給与から差し引きできない人	退職者	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		計	乙・欄 その他	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		住民税を特別徴収(給与から差し引き)する場合、納入書の送付は必要ですが	必要	納入書を使用して納入
給与支払者の氏名		税務署	不要	金融機関の納入サービスを利用
給与支払者の住所		給与の支払方法及びその期日		
給与支払者の電話番号		特別徴収税額の払込みを希望する金融機関		
給与支払者の氏名		前年度指定番号(給与支払者番号)	新規	

※給与支払報告書(個人別明細書)につけて1月31日(火)までに提出してください。

注① 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)が必要です。

注② 印字されている給与支払者の情報に変更がある場合は、印字されている部分を朱線で抹消し、変更後の情報を記入してください。



## 特別徴収Q & A

Q. 転勤・退職があった場合はどうするのですか？

A. 従業員（納税義務者）が転勤、退職、休職、死亡などにより、給与の支払を受けなくなった場合は、「[特別徴収に係る給与所得者異動届出書](#)」を市町村へ提出してください。

Q. 転勤や退職により、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合はどうしたらいいの？

A. 納税者が転勤、転職した場合は、新しい勤務先へ月割額や徴収月をご連絡いただくことになります。後日「[特別徴収に係る給与所得者異動届出書](#)」を提出いただき、これに基づき市役所から新・旧それぞれの給与支払者に対して「特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付させていただきます。

Q. 給与支払者（特別徴収義務者）の名称や所在地等に変更があった場合はどうするのですか？

A. 給与支払者の所在地変更や、名称（社名）、支払者氏名が変更された場合や、特別徴収税額の通知書等の送付先の変更を希望される場合などは、「[特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書](#)」を提出してください。

Q. 毎月、住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか？

A. 従業員が常時10人未満である事業所は、市長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までにそれぞれ納入することができます。※当該市の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

Q. 今すぐやりたいけれど、やり方がわからない・・・。

A. 豊中市役所市民税課 06-6858-2133へお問い合わせください。ご説明させていただきます！！

※上記の青色の文字をクリックしていただくと様式のページが開きます。

### 上記内容のお問合せ先

- 財務部 市民税課
- 住所：〒561-8501  
大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市役所第一庁舎2階
- 電話番号：06-6858-2133
- ファクス番号：06-6842-2797
- メールアドレス：[shiminzei@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:shiminzei@city.toyonaka.osaka.jp)